

埼玉県B地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

埼玉県B地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率6.06%）いたしました。これによる令和4年3月から8月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数  
24社

2 平均増収率  
-17.45%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率  
-13.40%

改定前1人平均給与月額 (平成31年3月～令和元年8月)	改定後1人平均給与月額 (令和4年3月～令和4年8月)
264,886円	229,387円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
2社	0社	1社	0社	1社	3社	17社	24社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
11社	3社	2社	1社	0社	5社	1社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	0社	24社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成31年3月から令和元年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の全部について軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担に変更がない事業者数 1社
- ・労働者負担を採用していない事業者数 23社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記1のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 0社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 1社

(3) その他・・・詳細は別記2のとおり

- ・その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数 6社

<問い合わせ先>  
 (一社) 埼玉県乗用自動車協会  
 担当者 高原、遠藤  
 連絡先 048-863-6431  
 <配布先>  
 関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)

## 別記

- |   |             |     |
|---|-------------|-----|
| 1 | 手当類の拡充      |     |
|   | ・ 新人教育手当    | 1 社 |
| 2 | その他         |     |
|   | ・ 労働時間を短縮した | 5 社 |
|   | ・ 賃金規定の見直し  | 1 社 |